

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進や木質バイオマスの利用環境整備、木材製品の輸出の促進、木材利用の意義の普及促進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業

56,706千円

木の効果の見える化や、地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、工務店等の支援体制の構築に関するモデル的な取組等を支援します。

2. 木質バイオマス利用環境整備事業

108,454千円

林地残材の活用を更に促進するための効率的な収集作業システムの開発・実証、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組等を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

20,839千円

産地協議会の設置やセミナー開催等による木材輸出産地の育成、海外での木造技術講習会の開催等を支援します。

4. 「クリーンウッド」実施支援事業

52,848千円

事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援、人材の養成、違法伐採関連情報等の提供等を実施します。

5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業

28,000千円

国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、普及啓発を推進します。

6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

31,242千円

生産性向上等のモデル的取組、おが粉の需給動向の把握、輸出先国のニーズ・制度等の情報収集、きのこのDNA鑑定技術の開発・実証等を支援します。

- 効果の実証情報収集・分析
- 普及資料の作成
- セミナーの開催等を通じた情報発信



木の効果の見える化



輸出先国における技術者を育成するため海外での講習会等を支援



木材関連事業者に対する研修を実施



林地残材の効率的な収集作業システムの開発・実証等を支援



各種イベントの開催やブース出展



Webコンテンツの制作と情報発信



おが粉の需給動向の把握



ICT機器設置による生産性向上

輸出先国の情報収集

<事業の流れ>



定額、委託



民間団体等

[お問い合わせ先]

(1~5の事業)
(6の事業)

林野庁木材利用課
経営課

(03-6744-2120)
(03-3502-8059)